

# 支部ニュース

2012年1月 No.458

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

郵便振替 00130-6-87399 TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 新年のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・藤本 齊
- 「さようなら原発。平和・9条」—音楽と講演のつどい—開催・・・・・・・・島田修一
- 12・15後楽園駅前街頭宣伝&労働・生活相談会・・・・・・・・中川勝之
- 若手弁護士へのメッセージ
  - ※「弁護士駆け出し時代と今」を読んで・・・・・・・・菅本麻衣子
- 年明けからの選挙制度改正のための「押しかけ講演」の要請・・・・・・・・横山 聡
- 新人学習会
  - ※「若手弁護士の活動について」の新人学習会を担当して・・・・・・・・早田由布子
  - ※「自己紹介と感想」(2011年12月21日新人学習会)・・・・・・・・青龍美和子
  - ※「原発事故被害—自由法曹団の役割、弁護士としての想い」  
～2012年新春新人学習会のお誘い・・・・・・・・馬奈木巖太郎
- 自由法曹団東京支部第40回支部総会
  - ※総会のご案内と実施要項
  - ※「東電福島第一原発事故に直面した地方がとるべき復興と再生への道のり」を  
支部総会に参加し、是非学んで下さい・・・・・・・・河村 洋
  - ※自由法曹団東京支部選挙管理委員会からのお願い  
幹事推薦のお願い立候補受け付けます
- 福島原発被害弁護団活動支援特別会計のご利用を！・・・・・・・・横山 聡
- 団支部創立40周年記念企画～温故知新・・・・・・・・横山 聡
- 幹事会報告
- 日誌

# 新年のご挨拶

支部長 藤本 齊

新年おめでとうございます。

昨年、何と言っても大震災と原発被害の年だったこと多言を要しません。団全体の取組みと共に支部団員も多様な形でこの課題と取り組んできた年でした。とりわけ、東京支部としては、現地に支援に行くための経費支援のための新たなシステムを作ってその一助ともすることにしました。団員ではない方へも必要なら支援し、尚且つ支部財産を不合理に毀滅しないよう、なかなか工夫されたシステムです。詳しくは本号にも掲載しておきました。是非ご活用下さい。



その騒ぎにかき消されるような状況の中で石原都知事が再選され、一方、けたたましい騒ぎの中での橋下大阪市長等に象徴される自治体をめぐる重要な情勢が進展しており、これが国政全体の動きとも繋がりつつあります。自治体はかつて日本の革新勢力がその重要な実験と経験を積んできた貴重な分野でもありましたが、そこから危険な動きが年々強まってきていることはますます無視出来ません。この動きは、一方での国政の上での議員定数と公務員給与の削減等とも繋がり、全体として公務員バッシング等を中心として、また、TPP 問題とも関連しつつ、人々の間に、連帯と相互支援ではなく、身近で本来の仲間であるはずの人々の間に、妬みと分断と分裂を持ち込み、正に、そのことによって真の敵から眼をそらさせる構造をもつ攻撃となっている点に注目する必要があるでしょう。真の敵、「アメリカ」と「財界」（「巨大メディア」を特別に入れてもいいかも）との関係で人々の間に連帯と「絆」を形成して行く方向ではなく、人々の間に反目と分裂と分断を持ち込み、怨嗟と熱狂を煽り、その結果として真の敵を利する、これは古い言い方をすれば正に分裂主義者の果たす反社会的役割とその帰結そのものです。ポピュリズムとか大衆迎合とか言われたりもしますが、そうした言葉の上っ面に止まるのではなく、よりその危険な構造を具体的に機能的に見ておく必要があります。東京の我々にも極めて大きな責任のある分野です。

大震災と原発事故問題のみならず、また地方自治問題や労働法制問題はじめ、比例定数削減選挙制度問題、秘密保全法問題、生活安全問題等々、今年正面の問題のすべてが、人々の間への分断の持ち込みを許さず、的確な戦線を形成していくべき、その意味で団が果たすべき役割が大きい課題たちです。

来る 2 月 24、25 日、熱海で総会です。今年もみなさん元気に頑張ってください。

# 「さようなら原発。平和・9条」 —音楽と講演のつどい—開催

旬報法律事務所 島田 修一

1 12月14日午後7時から9時15分まで、九条の会東京連絡会は中野ゼロ大ホールで標記の集会を開催しました。前半は盲目のテノール歌手新垣勉さんの『いのちを歌う』。「さとうきび畑」「雨ニモマケズ」など8曲を絶唱され、「素晴らしい歌声に励まされ、癒やされ、勇気を頂いた」「心が透きとおる気持ちになった」「音楽を聞いて涙が出たのは初めて」等々の感想が寄せられました。



続いて、福島県九条の会事務局長真木實彦さん（福島大学名誉教授）の『福島からの訴え』。浜通りは孤独感・閉塞感・絶望感に打ちひしがれている、原発処理は今世紀一杯かかるだろう、南相馬市に帰る住民はおらず生活基盤である病院や幼稚園がないのが決定的、人間が住めなくなった双葉郡はあつという間にゴーストタウンの悲惨な状況、中通りは新米がセシウムで汚染されるなど原発被害が後から追いかけてきている、こうした状況の中で苦しみながら生活している人間がいることを知って欲しい、しかし政府は原発の結末の実証がないまま他地域の原発再稼働と原発輸出を進めて福島に「大きな網」をかぶせようとしている、県内では原発に依存しない福島を作るビジョンを打ち出し、県もその支持声明を出したが外から網をかぶせて心の交流を断とうとしている、このままでは福島は絶望の中で生きていくこととなる、「大きな網」は我々の力で打ち破る以外にない、そのためにも生身の人間が苦しみながら生きていること、現場で何が起きているか、基本的人権・平和的生存権の憲法を持つ国民として「原発再建を推し進めているのか」を現場から訴え続けていく、福島県九条の会が出版した『福島は訴える』（かもがわ出版）を武器に全国に発信していくので「人間がこんな状況になっていいのか」の“血の叫び”を受け止めて欲しい、全国でぜひ討議して欲しい、と訴えられました。「現場からの訴えに心を打たれた」「福島の人たちの苦しみを改めて思い、決して無関心であってはならず、忘れてはいけないと思った」等々の感想が寄せられました。



後半は、城南信用金庫理事長のメッセージ「地域をまもる信金の使命を果たすためにも原発に頼らない安心できる社会を作っていこう」が読み上げられ、小森陽一教授の講演『憲法が生きづく日本へ』と続きました。教授は、沖縄と福島の問題は構造的に同じあると歴史的に解明されたうえ、戦後の「あいまいな日本」（大江健三郎）の根本問題は9条の下で事実上の再軍備と日米軍事同盟受け入れ・核抑止力への信頼、そして原子力発電の安全性への理由のない確信から成り立ってきたことにある、しかし今直面する問題の出発点が見えてきた、改憲派が「原発は潜在的な

核抑止力」と公言しているように憲法改正勢力と原発推進勢力は一体という戦後史の根幹問題をしっかり見つけ直していく必要がある、財界・政治家・官僚・学者・メディアの五角形が国民を騙し続けてきたが、これまでデモンストレーションしなかった人々が立ち上がっている、原発問題は9条問題だという変革の道筋が見えてきた、憲法を掲げて行動を起こす草の根の対話が大事となっている、9条をもつ憲法を掲げて安保と原発をなくしていこう、九条の会の出番だ、と。「縦横な鋭い歴史分析で、今日の直前している状況がよく分かった」「戦後史のまちがいが目に見えてきたということか、原発・安保なくし、やり直せるチャンスだと思う」「原発と核兵器、安保と支配の構造は分かりやすかった」「日本の現代史を学ぶことが大事だと思った」「原発と原爆はイコール、安保と原発協定はセット、納得。そういう流れだったのか」等々の感想が寄せられました（以上の福島の訴えと小森講演は「JCJC AST」を検索すれば見ることができます）。



2 当日のつどいは、生きる権利・幸せを求める権利を激しく侵害された被災者の救済、破壊された地域コミュニティの再生、原発事故早期収束と原発廃止、消費税増税反対、TPP交渉参加反対等々の国民要求が高まる中で開かれました。同時に、国民主権を骨抜きにする国会議員比例定数削減、明文改憲に向けて危険な段階へ踏み出した憲法審査会の始動、民主と自民が今春に改憲案発表という国民要求の「陰」で国家改造の動きが強まる中で開かれました。3名の方々の力強いメッセージは、巨大な政治的人災を痛感した私たち主権者が「人間が一番大事」をキーコンセプトとする日本国憲法の真の実現を求める新しい情勢を反映した内容豊かなものだったと思います。そして、最後に「人間らしく生きたい」「安心して働きたい」「平和のうちに生存を」が切実な要求となっている今、憲法が生きいきとする社会の実現へ向けた「大きなうねり」を作り上げていこう、を大きな拍手で確認しました（参加者900名）。

## 12・15 後楽園駅前街頭宣伝 & 労働・生活相談会

事務局次長 中川 勝之

団支部のお膝元である後楽園駅前での街頭宣伝は昨年予定していましたが、雨天中止のため今回が初めてとなりました。

地元の労働組合である文京区労協が街宣車、机、椅子を準備し、かつ、数名の方が宣伝に協力して下さいました。東北で被災者支援のボランティアに行った際の写真も掲示したので、足を止めて見ている人もいました。

礪川公園付近の宣伝場所には学生や区役所方面からのサ



ラリーマンが絶え間なく歩いていましたが、学生の受け取りは悪かったです。そこで、私は非正規労働者の割合が高まったという当日の報道を思い出し、せっかく立派な大学を卒業しても非正規の雇用しかない、派遣や有期雇用の規制が必要等と宣伝してみましたが、学生の耳にはあまり届かなかったようです。

当日は新64期の弁護士登録初日でしたので、同じ事務所の新人2名も誘いました。新64期は給費制存続を自らの運動で勝ち取った期ということで、いきなりマイクをふっても堂々と宣伝していました。

残念ながら文京区労協が会議を行うということで40分ばかりで宣伝終了ということになり、相談もなかったのですが、これから野田内閣が悪政を次々と強行しようとしている中、宣伝の意義は増すばかりです。

## 若手弁護士へのメッセージ

### 「弁護士駆け出し時代と今」を読んで

北千住法律事務所 菅本 麻衣子

高橋融先生とは、戦後補償弁護団で何回かお会いしたことがございますが、私のような若輩者にとっては雲の上の存在、あまりにも恐れ多い印象を持っておりました。

高橋先生が長年携わっていらっしゃる中国人強制連行事件については、2007年の青法協の人権交流集会で詳細を伺う機会がございました。

中国から強制連行され、日本企業の炭鉱、鉱山、ダム建設、港湾などの作業場などで強制労働に従事させられた人たちは、不潔な環境から多数の人が下痢になりましたが、下痢になっても便所に行くことを禁じられ失禁したと伺いました。これほどまでに非人道的なことが行われていたのか、と私は衝撃を受けました。このようなあまりに非人道的な被害を中国の人たちにもたらし、なんにも思うところのない日本人とはなんなのか、と改めて恥ずかしくなりました。

高橋先生のお若い頃の実力闘争の様子も興味深く読ませていただきました。現在、当時のような実力闘争というのは一見なりをひそめたように見えます。

しかし、現在も、若者が行う新感覚のデモ・パレードに対しても逮捕など直接的な弾圧が行われており、戦いを続ける若手弁護士もいます。しかも、現在は一般市民のなかにも、新自由主義、右翼思想が深く浸透してしまっており、特に戦争責任問題においてそうですが、一般市民との闘いという、より困難な闘いを強いられることも多いのです。たとえばインターネット上での批判にすべて応酬しているととても消耗します。現在の戦いは過去に勝るとも劣らず或いは過去よりも困難ではないかと、中国遺棄毒ガス被害事件や、司法修習生に対する給費制維持運動に参加していて感じます。

(なお、このニュースが届けられる1月には、20日午前10時から、東京地裁101号法廷にてチチハル遺棄毒ガス被害事件の弁論があり、午後6時30分から文京シビックセンタースカイホールで集会があります。2月13日には、敦化遺棄毒ガス被害事件の原告の少年たちが来日

し、午前11時から東京地裁103号法廷で証言の予定です。)

高橋先生が最後に世界と日本に著しい変化が起きているとおっしゃっていますが、この十数年、「変化」と称して、過去にはあったと聞かされている労働組合の団結、労働をはじめ様々な分野で国が決めた最低の基準、中流層の多い社会を支える税制、教育の機会均等、自由闊達な教育、様々なものが奪われてしまいました。変化を漫然と許していれば、このまま人権をはじめとしたあらゆるよきものが奪われ、最悪の場合最大の変化である戦争へ突入するのではないかと危惧しています。

変化はよいものだという安易な考えときっぱりと訣別し、断固現在の制度を維持する、あるいは敢然と時計の針を元に戻す戦いが日本でも世界でもあらゆるところで求められています。実際「世界終末時計」といって、決して針を進めてはならない、戻さなければならない時計も存在するのですから、時計の針を戻しよきものを取り戻すことは何ら恥じることではないどころか、むしろ行うべきことなのです。

憲法9条を守るという運動は現状を死守する運動の最たるものですが、司法修習生に対する給費制維持（正確には悪法の廃絶）、子育て新システム導入阻止、TPP阻止、日の丸君が代強制廃絶、世界的な格差拡大反対運動との連携など、現状維持や時計の針を戻す戦いは枚挙にいとまがありません。

高橋先生には、そのあふれるお力を持って、より困難になった現代の課題に我々とともに立ち向かい、悪い方向への変化を断固阻止し、時計の針を元に戻しよきものを取り戻すお力となっていただければと祈念しております。

## 年明けからの選挙制度改革のための

### 「押しかけ講演」の要請

事務局長 横山聡

いつも人権擁護と悪法反対闘争へのご奮闘、ご苦勞様です。さて、比例定数削減について、昨年の参議院選挙の「1票の価値の平等違反」に対する違憲ないし違憲状態とする高裁判断、本年3月の最高裁の衆議院選挙への「一人別枠性」に対する違憲判断が出ており、2013年の通常選挙及び解散総選挙については、現行の公選法の改正がなければ違憲状態の議会を構成することになります。従って、来年1月からの通常国会では公選法改正が争点になります。民主党・自民党は「小手先の定数いじり」で対応しようとしています。少数政党7党は「民意を反映する選挙制度の確立」を求めて、小選挙区制を廃止する方向で議論を進めています。ここで、小選挙区制を廃止させて比例選挙を軸とした民意を反映する選挙制度が確立されれば、現在の悪法制定状況に大きな変化をもたらす、国民のための政治を実現する一歩となるでしょう。

そのためには、本部のFaxニュース3の行動提起にもあるように、一刻も早く本問題の重要性を労働組合や民主団体のなかに浸透させて、国民世論を大きく巻き起こす必要があります。し

かし、各団体は、それぞれ諸課題を抱えており、本問題の重大性に必ずしも十分な理解を得ているとはいえません。しかし、民意を反映する選挙制度に改められれば、各団体の抱える諸課題を解決するためにも有効な武器になることは間違いないところです。そして、この課題を的確に語り説明できるのは、われわれ自由法曹団を措いて他にはないでしょう。というわけで、各団体の旗開きに、添付の押しかけ講座のお願いを持参していただいて、講演会を開催させていただくか、執行部会議などで、短時間でもよいから、この問題をお話ししての普及活動実施するようよろしくをお願いします。本部からも、Faxニュース4で、作成したいいわゆる「ちょいださりーフ」の無料配布が提案されています。是非ご持参のうえ団体周りをお願いします。

なお、講師については、可能であれば各事務所でご対応いただければありがたいのですが、どうしても時間の調整がつかない場合には支部事務局までご連絡ください。こちらでも可能な限り対応させていただきます。よろしくをお願いします。

## 新人学習会

### 「若手弁護士の活動について」の

### 新人学習会を担当して

旬報法律事務所 早田 由布子

昨年12月22日、東京支部の新人学習会において講師を勤めさせていただきました。今回は、新64期の登録後初めての新人学習会ということもあり、黒澤いつき先生(都民中央法律事務所)と2人で「登録まもない若手弁護士の活動」について話すように、というテーマをいただきました。

私は、弁護士になってちょうど1年が経過したところでしたので、新人のみなさんにお話するにあたり、この1年間を振り返ってみました。しかし、驚くほどこの1年の記憶がなく、ただ突っ走ってきたという感覚だけがありました。1年という区切りの時期に、これまでを振り返る機会をいただけてよかったです。

学習会では、普段の業務内容、弁護団活動(所属弁護団の事件内容、入団の経緯やその事件に対する思い)、諸団体での活動や諸団体との関わり方などについて、黒澤先生と私の対談の形式でお話をさせていただきました。黒澤先生も私も、新人のみなさんにお伝えしたいこと、自分が気をつけてよかったと思ったこと、自分が気をつければよかったと反省したことなどについて、これまでの経験に基づいてお話ししました。

その内容をごくごくおおざっぱにまとめると、次のようなものです。

<新人弁護士 5つの掟> (※早田が勝手に命名しました)

- 1 業務については事務所によって全く違うので、まずは事務所の先輩を頼るべし
- 2 自分の業務状況を客観視するためにも、他事務所の同期とのつながりを定期的に持つべし

- 3 弁護団事件には積極的に取り組むべきだが、力を入れて取り組むことができる量には限りがあるので、その数を絞った上で真剣に取り組むべし
- 4 諸団体の活動に積極的に参加し、メーリングリストに登録するなどしてタイムリーな情報に触れ、視野を広げるべし
- 5 熱意に任せて無茶をして体調を崩したときに最も迷惑がかかるのは依頼者なので、自らの状態を冷静に把握すべし

勉強会の後にみなさんとお話すると、中でも第5の掟に関して、多忙な業務や活動の中で、自分の体調と私生活をいかに守るかという話が印象的だったようです。新入団員のみなさんはいずれも活動に対する意欲が非常に強いことは以前から知っていましたので、熱心に活動していかれるであろうことは疑いがありませんでしたから、あえてこの点についてはぜひお伝えしたいと思っていました。少し衝撃的にすぎたようですが、熱意あふれるみなさんにとっての障害にはならないだろうと信じています。

「新人学習会」にもかかわらず、思いがけず重鎮の先生方にも多数お集まりいただきありがとうございました。新人のみなさん、ぜひ一緒に、自由法曹団東京支部の活動を盛り上げていきましょう。

## 自己紹介と感想

東京法律事務所 青龍 美和子

私の父は、職場で徹底した思想差別を受けており、仲間と一緒に会社と争議を行っていました。私が幼い頃から父はいつも、弁護団の先生たちが、自分たちの思いを親身に聴き会社に対して堂々と権利を主張し支えてくれているんだという話をしてくれました。そのような中で、私も父のような労働者の権利を守る弁護士になりたいと思うようになりました。後から、父たちを支えてくれた弁護士が自由法曹団の団員であることや、自由法曹団が戦前から思想弾圧に対して闘ってきたことを知り、弁護士になったらぜひその一員になりたい、理想の法律家集団となりました。

昨年12月21日に行われた新人説明会での講師の先生方のお話は、弁護士1、2年目とはとても思えないほどの濃密なもので、果たして自分がこれから1年でここまでできるようになるのかと正直圧倒されてしまいました。また、実際に体調を崩された経験も率直に聞き、健康への注意を喚起されました。しかし、所属している弁護団で、訴訟の法律的な問題点だけでなく、社会的に問題となっている点、仕事ぶり、訴訟に至った原告の思いなどを生き生きと語っていた姿が、とても楽しそうで素敵でした。私も、先輩方のように楽しく仕事や活動に取り組んでいきたいと思えます。





# 「原発事故被害 — 自由法曹団の役割、弁護士としての想い」 ~2012 年新春新人学習会のお誘い

東京合同法律事務所 馬奈木 巖太郎

新64期のみなさん、登録、そして入団おめでとうございます。

東京支部では、毎年、主に新入団の方々を対象とした新人学習会を開催していますが、今年は原発事故被害をテーマに、私が講師役を担当いたします。どうぞよろしくお願いたします。ここでは、当日の概要というか、頭出しのようなものをご紹介しますことにします。

まず、自由法曹団の活動についてですが、団では、原発事故後、いち早く震災対策本部を立ち上げ、そのもとに被災者支援PTを設置しました。PTでは、福島県内の様々な団体からの要請を受け、県内各地で法律相談会を実施するとともに、紛争審査会の指針などを批判的に検討し、賠償のありかたなどをめぐって積極的に提言を行ってきました。学習会では、相談会などの場で寄せられた被害者の方々の声を紹介するとともに、こうした団の活動がどのような意義を有するののかについてお話ししたいと思います。

ところで、みなさんは、修習中、原発事故被害について多大な関心を寄せていらっしゃるのではないのでしょうか？登録したならば、弁護団に参加して活動したい、そう考えていた方も多いのではないのでしょうか？

ご安心ください。今回の学習会では、そういった内容についても扱います。相談会などを通じた被害者の方々との結びつきのなかから、被害者の方々の受け皿となる弁護団もすでに結成されています。私が加入している「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団もその1つですが、弁護団事件の醍醐味や弁護団としての取り組み、弁護団事件に参加する意義などについても述べたいと考えています。あわせて、現在議論されている賠償の枠組みやその問題点、今後の課題など、理論的な問題についても触れる予定です。もちろん、東電に対する要請行動や東電との直接交渉の雰囲気など、“現場”の様子についてもご報告します。

私は、新63期ですので、新64期のみなさんとは一期しか違いません。私自身は、今回の事故を目の当たりにし、これに携わらなかつたらいったい何のために弁護士になったのか——そんな想いから法律相談などに参加してきました。

たかだか一年を経たにすぎませんが、取り組みを通じて私なりに考える自由法曹団の役割や弁護士の使命などについてお話しさせていただき、みなさんと一緒に議論することができればと思っています。

学習会は、1月25日（水）の午後5時30分より、団本部において開催されます。「原発や原発被害についての知識がないから」などと躊躇する必要はありません。関心があれば大歓迎です。ぜひご参加ください。

## 第 40 回支部総会のご案内と実施要領

昨年の 3.11 東日本大震災とそれに引き続く福島原発事故により、未曾有の規模の被害が発生しており、法律家としてこれにどう対処するか、どうしたら被害者の皆さんが納得するような解決ができるのか、と心を砕くとともに、一向に進まない復興のプランと、この被災を利用して構造改革をさらに推し進めようとする動きや、原発の再稼働・海外輸出などの無責任極まりない政治のあり方などに腹立たしい思いをしています。また、多くの政治課題が先送りにされた結果、今年の前半は活動で超多忙な生活を送ることになりそうです。比例定数削減、派遣法改悪、T P P、消費税増税などなど各分野でも取り組まねばならない課題は山積みです。その中で、40 回総会と支部 40 周年記念行事に取り組むこととなります。

さて、総会では、やはり今回は原発問題についてさらに理解を深めるために、福島大学副学長の清水修二先生（経済経営学類教授）をお迎えして、原発の経済問題、実際のコスト面や、脱原発のための現実的道筋などについて学びましょう。我々が空理空論で脱原発を求めているのではなく、「コスト」の引き合わない原発について、現実にとどのようなプランで廃止する「行程表」を作れるのかを共に考えようではありませんか。

「知こそ力なり」いまこそ、地に足の着いた脱原発への新たな理論構築をし、さらなる戦いに備えて展望を語り合おうと思います。そして、お互いの諸活動に生かして行き、さらにエネルギー政策を展望しての東京の福祉・防災都市の構想についても語り合い、構造改革・新自由主義の「石原都政」路線を転換し、「都民のためになる都政」の実現のためにも具体的な「未来の東京」の在り方を展望する議論ができればと思います。

なお、今回ホテル池田が倒産という事態で、会場を急遽変更いたしましたので、ご注意ください。紀州鉄道ホテルはこれまでと反対に山側に向かってゆく方です。これまで使用したことがないので、あまり勝手は分かりませんので、ご了解ください

### 実 施 要 綱

- 1 日 時： 2011 年 2 月 24 日（金）13 時～25 日（土）13 時
- 2 場 所： 紀州鉄道熱海ホテル（熱海市伊豆山 2 6 1）  
TEL 0 5 5 7 - 8 3 - 1 1 2 1、Fax 0 5 5 7 - 8 3 - 2 7 9 4  
熱海駅より徒歩 10 分
- 3 参加費： 17,000 円（会議費、宿泊料、懇親会費こみ。当日現金にて徴収）  
なお、2 次会費は別途いただきます。
- 4 総会次第  
第 1 日目 午後 1 時～1 時 3 0 分  
開会、議長団選出、支部長挨拶、来賓挨拶、選挙手続きの説明  
午後 1 時 3 0 分～午後 3 時  
記念講演：「(仮題)原発の経済学 脱原発への確かな道を考える」

講演者：福島大学副学長 清水修二先生

### 清水修二先生のプロフィール

東京都生まれ。1980年3月に京都大学大学院研究科博士課程を卒業後、同年4月に福島大学経済学部助教授就任。1991年4月に同大学経済学部教授。2004年10月より国立大学法人福島大学経済経営学類教授。2008年4月から福島大学理事・副学長。

午後3時～3時30分	質疑応答
午後3時30分～3時45分	休憩
午後3時45分～4時10分	議案提案、会計監査報告
午後4時10分～5時30分	討論
午後6時30分	懇親会

### 第2日目

午前9時～正午	討論
正午～午後1時	討論のまとめ、議案・予算採択・決算承認 特別決議採択、役員選出、新旧役員挨拶など

- 5 出欠確認 同封の参加申込書にご記入の上、東京支部までファックスでご返送ください。  
1月23日を第1次の締め切りとしますので、よろしくお願ひします。

## **「東電福島第一原発事故に直面した地方がとるべき復興と再生への道のり」・・・**

### **支部総会に参加し、是非学んで下さい**

事務局次長 河村 洋

「脱原発」の具体的政策を提言しようとするとき、各原発立地地域の原発関連交付金及び原発産業依存の問題を考えないわけにはいきません。

福島大学副学長で、経済経営学類の教授である清水修二先生は、長年、この原発立地自治体の原発依存の問題について研究されてこられ、東電福島第一原発事故に直面した双葉地方がとるべき復興と再生への道のり、他の原発立地自治体がとるべき原発依存からの脱却の道のりについても具体的に提言されています。

また、この問題は、都市と農村間の経済格差問題や地方自治の在り方という、より普遍的な問題にもつながることを指摘されています。

「脱原発」を単なるスローガンで終わらせず、これを実現するためにも、今回の清水先生のご講演は必聴です。

是非ともご参加ください。



## 自由法曹団東京支部選挙管理委員会からのお願い 支部長・幹事推薦のお願い立候補受け付けます

2011年12月21日の東京支部幹事会をもって、第40回東京支部定期総会（2月24日・25日、紀州鉄道熱海ホテル）における支部長及び幹事選出のための選挙管理委員会が発足しました。

選挙管理委員会では、支部長及び支部幹事の自薦および他薦（本人の了解必要）を求めています。来る1月25日午後2時まで、東京支部事務局まで、文書にてご提出下さい。

なお、幹事会としての推薦を、1月25日の幹事会で決定しますので、ご意見・ご推薦を当日午後2時まで東京支部事務局までお寄せ下さい。

2011年12月21日

自由法曹団東京支部選挙管理委員会

委員長 林 治

委員 早田 由布子

### 2011年幹事選出名簿

事務所	名前	事務所	名前
あかしあ法律事務所	笹本 潤	渋谷共同法律事務所	萩尾 健太
北千住法律事務所	水田 敦士	東京東部法律事務所	高木 一昌
八王子合同法律事務所	吉田 榮士	しいのき法律事務所	安川 幸雄
東京合同法律事務所	藤本 齊	東京法律事務所	中川 勝之
東京合同法律事務所	高畑 拓	東京法律事務所	今泉 義竜
東京合同法律事務所	洪 美絵	東京法律事務所	小部 正治
東京合同法律事務所	上原 公太	東京法律事務所	滝沢 香
東京合同法律事務所	三浦 直子	第一法律事務所	河村 洋
東京本郷合同法律事務所	佐久間 大輔	五反田法律事務所	千葉 一美
都民中央法律事務所	田中 隆	東京南部法律事務所	佐藤 誠一
都民中央法律事務所	松井 繁明	東京南部法律事務所	早瀬 薫
都民中央法律事務所	瀬野 俊之	クラマエ法律事務所	村田 智子
四谷法律事務所	山本 真一	代々木総合法律事務所	大崎 潤一
城北法律事務所	小沢 年樹	代々木総合法律事務所	羽鳥 徹夫
城北法律事務所	小藺江 博之	代々木総合法律事務所	須藤 正樹
城北法律事務所	平松 真二郎	代々木総合法律事務所	横山 聡
旬報法律事務所	梅田 和尊	代々木総合法律事務所	長澤 彰
旬報法律事務所	新村 響子	三多摩法律事務所	長尾 宣行
旬報法律事務所	島田 修一	三多摩法律事務所	渡辺 隆
渋谷共同法律事務所	森 孝博	まちだ・さがみ総合法律事務所	鈴木 剛

## 福島原発被害弁護団活動支援

### 特別会計のご利用を！

事務局長 横山 聡

- 1 11月の支部ニュースでもご案内しましたが、福島原発被害者の被害救済のために、複数の弁護団が結成されています。加害者である東電及び政府に被害の完全補償を行わせる目標で活動していますが、現在の「賠償」の進め方は、あくまで東電がイニシアティブをとって、自分の都合のよい形で進めようとしていることはご存じのとおりです。福島の団員と共に、東京、千葉、埼玉、神奈川などの首都圏からも団員が参加して弁護団体制を取っています。
- 2 最終的に協議による解決が出来ない場合には、訴訟を提起せざるを得なくなることも視野に入れて、弁護団が結成されましたが、弁護団は、被災者の事情を考えつつ、「事件を依頼する」ことの意識を双方がもつべく、着手時に1万円を預かり、解決時に取得額の1割を報酬として得る以上の負担を被災者にさせないという形で事件に臨むことになっています。とすると、福島までの交通費や宿泊費については、当面自己負担となります。それでは、まだ収入の少ない若手団員は弁護団活動に参加することが極めて困難になることは明らかでしょう。若い団員の善意が金銭により阻害されるのは極めて残念なことです。また、修習生やロースクール生でも、自分も将来はこのような弁護団に参加して活動したいという方もいらっしゃるでしょう。必ずしも団に近くなかった弁護士についても、これを機会に人権活動に協力して行きたいという意思をお持ちの方もいらっしゃるでしょう。ということで特別会計を設立したのですが、未だにご請求が1件も来ていません。多数の団員で構成されている集団事務所では、経費の立替を事務所内で賄えるのですが、小規模事務所や事務所の体制が取りにくい所もあるでしょうし、修習生の分までは負担できないという場合もあると思います。この問題はこれから先数年ないし10数年単位で継続する事態であり、すぐには成果が上がりにくいことも事実です。将来的にこの問題に取り組む団員ないしその周辺の弁護士・修習生なども、この活動に参加してもらい、活動と連帯の輪を広げたいと思います。現在僅か300万円ですが、是非有効に活用していただければと思います。もちろん、成果が出たら原則お支払いいただきますが。

## 団支部創立40周年記念企画～温故知新

事務局長 横山 聡

支部創立40周年に当たり、どのような企画を立てるか検討してみたのですが、「40年」というと人間では「不惑」とされる、すなわち、「これからはしっかりして自分の道を惑わない」という年齢だそうです。孔子さまはそうおっしゃったとのこと（わが身に引き換えると嘘臭いと思いますが）。そこで、次の10年のために、ここで、東京支部のこれまでの振り返り、これからを考える、すなわち温故知新（故キヲ温メテ新シキヲ知ル）の志で、歴代の支部長・幹事長・事務局長ら3役の方々から数人をセレクトさせていただいて、若手との間でパネルディスカッション

をやってみたらどうかと思います。

外部講師も考えたのですが、講師を選任するに際し「また原発関係？」という声と「何で非原発関係？」と何れからも声が出そうで、それよりもこの方が「50周年を目指して」という感じもあってよいかと思っています。時期は8月末から9月ころを一応考えています。まだ時間がありますので、ご意見等いただければ幸いです。2月の総会で決めたいと思います。よろしく願います。

## 支部幹事会報告

出席者10名

### 1 情勢

- ・キムジョインイル総書記死去

F：金一族の影響力はすでに相当低下し、軍部の傀儡政権に近いのではないか。「先軍思想」がその典型的現れ。

- ・福島原発被害回復

F：国による被害回復（立て替え）は、補償なのか賠償なのか、その両方なのか。避難命令の対象となった地区の住民の財産の回復は補償のはず。

### 2 秘密保持に関する法制の整備にかかる意見

Y：団本部常幹で議題になった。年明け以降問題になる。

### 3 支部40周年記念行事の内容

Y：歴代の支部長及び幹事長と若手との経験交流の場をつくってみては、との提案あり。支部ニュースで提案し、反応をみる。

### 4 UR高幡台団地耐震工事拒否事件について

- ・2012年1月18日、同月28日（可能であれば）、2月18日の集会等に、中川次長出席。

### 5 支部総会議案書検討

- ・憲法・平和問題について

M：ありとあらゆる機会（東日本大地震、北朝鮮情勢など）をとらえて、「国家緊急権」の規定欠如、96条改正など、現在の憲法がダメだと攻撃している。この指摘が出鱈目だという点を指摘することは大事。

F：法律家団体としては、日朝共同宣言を踏まえて行動すること、六カ国協議の枠で交渉することが大事と指摘すべし。領土問題、慰安婦問題（日韓基本条約、派生する協定）については、国際法の見地から意見を述べるべし。

- ・貧困問題について

M：アメリカ等、世界的に問題となっていることも指摘すべし。世界的に経済構造が類似化し、問題点が共通になっている。1対99問題はアメリカのみの問題ではない。

- ・都政問題について

O：三多摩、武蔵野、北千住事務所などの、各事務所支部団員の活動による成果も報告すべし。

M：オリンピック招致について、東日本大震災の復興記念等を標榜することが奇異であること

を指摘すべし。

## 6 特別報告集（追加・執筆者変更）

- ・UR 高幡台団地耐震工事拒否事件(飯田団員に依頼)・薬害イレッサ (阿部団員に依頼)
- ・若手弁護士の就職問題 (平井団員に依頼)・震災からの東京への避難者支援 (吉田団員に依頼)

## 7 幹事選任

- ・選管：林先生、早田先生を選任した（本人の了解は取れている）。

## 8 2012年2月支部総会

- ・ホテル池田倒産→紀州鉄道熱海ホテルに決定。予算の都合上他の施設は難しい。
- ・場所も、清水先生をお願いしているので、新幹線が接続しているところで熱海が最適

## 9 支部ニュース

- ・1月号について確認、2月号は事務局会議で
- ・講師の清水教授の紹介：河村洋担当。

## 10 公選法改正問題（比例定数削減）

(横山) 各所で旗開きなどの機会をとらえて、学習会・講演会等を開始してほしい。強く要望する。

## 11 退団

- ・松原団員、板垣団員、麻生団員、黒岩容子団員、黒澤いつき団員（育児のため、その間、弁護士登録自体抹消。また活動できるようになれば復活をお誘いする）

## 12 団街宣（後楽園）

(中川) 協力してくれた組合の会議の関係で45分程度しか実施できなかった。震災の写真を貼りだした。相談はなし。・次回：品川駅港南口。2012年1月12日午後4時～5時30分

## 13 1月25日新人学習会

- ・馬奈木団員の原発問題関連の学習会。その後、懇親会(新年会)。

## 14 支部幹事長問題 難航

S：依頼するときは、支部長、事務局長が、連絡して出向かなければ、まず受けてくれない。依頼方法を考えるべし。事務局長の場合もおなじ。

# 日誌 2011年12月10日～2012年1月11日

12月14日「さようなら原発。平和・9条」一九条の会東京連絡会主催 音楽と講演のつどい／  
団市民問題委員会／原発PT

15日 共同センター幹事会／街頭宣伝&労働・生活相談会（後楽園駅前）

16日 改憲阻止対策問題委員会

17日 団貧困問題委員会／団常任幹事会

18日 東京争議団50回総会

- 21日 支部幹事会／若手学習会／支部新人歓迎会・忘年会
- 27日 給費生問題委員会
- 1月 6日 支部事務局会議
- 10日 共同センター9の日街宣(新宿西口)
- 11日 給費生問題